

# 呉市農業者肥料等価格高騰対策事業補助金交付要綱

制定 令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業生産資材の価格高騰の長期化による農業経営への影響を緩和するため、農業生産者が購入する肥料（農林水産大臣又は県知事の登録を受けた肥料又は県知事に届出のある肥料）又は飼料の購入費に対して助成する呉市農業者肥料等価格高騰対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、呉市補助金等交付規則（昭和63年呉市規則第24号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第2条 交付の対象となる事業の種類、事業内容等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付対象者及び対象経費等)

第3条 補助金の交付対象者及び対象経費等は別表のとおりとし、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市内に居住する者で、販売目的で農産物を生産する販売農業者、農業法人等、又は畜産物を生産する認定農業者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当しない者

2 補助対象経費から次の各号にかかる費用は原則対象外とする。

- (1) 将来の使用に備えて過剰に購入したもの
- (2) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税
- (3) 送付料、運搬費、散布費、振込手数料
- (4) その他、事業の目的達成につながらないと認められる経費

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、呉市農業者肥料等価格高騰対策事業補助金交付申請書兼実績報告書（以下「申請書兼実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 市税の完納証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの）の写し
- (2) 暴力団排除に関する誓約書
- (3) 事業費の根拠となる資料（購入した肥料等の品名、購入（納品）年月日、請求明細及び支払いが確認できる書類の写し）
- (4) 肥料の購入については、販売農業者であることが確認できる書類（出荷伝票等、ただし、認定農業者・認定新規就農者は除く。）

2 前項の申請書兼実績報告書の提出期限は、令和9年1月20日とする。ただし、

市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書兼実績報告書その他の書類を受理したときは、これらの書類を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付決定と同時に額の確定をするものとする。この場合において、交付決定と額の確定をしたときは、呉市農業者肥料等価格高騰対策事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（以下「決定通知書兼確定通知書」という。）により申請者に通知するものとし、補助金を交付しないことを決定したときは、呉市農業者肥料等価格高騰対策事業補助金不交付通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条に規定する補助金の交付決定及び額の確定を受けた者（以下「事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、呉市農業者肥料等価格高騰対策事業補助金交付請求書により補助金の交付を市長に請求しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第7条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の条件又はこの要綱に違反したとき。
- (3) その他市長が不適切と認める行為があったとき。

(補助金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消した場合において、既に当該補助金が支払われているときは、当該取消しに係る補助金に関し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条，第3条関係）

事業区分	事業内容	助成要件	対象経費	補助額
肥料価格 高騰対策 事業	・販売農業者等が，自 ら耕作する農地に施 用する肥料（堆肥を除 く）の購入費の一部を 助成する。	・令和8年1月1日 から同年12月31日 までの間に肥料を購 入（納品）し，かつ支 払が完了している金 額が20万円以上で あること	・左記の期間に購入 した肥料代の内，肥 料本体の購入代金の 10分の3の額	・補助率：対象経費の 2分の1以内 ・補助上限額：1人当 たり20万円
飼料価格 高騰対策 事業	・畜産農家が，家畜を 飼養するために購入 した飼料の購入費の 一部を助成する。	・令和8年1月1日 から同年12月31日 までの間に飼料を購 入（納品）し，かつ支 払が完了している金 額が100万円以上で あること	・左記の期間に購入 した飼料代の内，飼 料本体の購入代金の 10分の3の額	・補助率：対象経費の 2分の1以内 ・補助上限額：1人当 たり100万円

※算定した補助金の額に百円未満の端数が生じた場合は，これを切り捨てる。